総 税 企 第 １ ５ ６ 号
平成２３年１２月２日

各　都　道　府　県　知　事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各　指　定　都　市　市　長　　　殿
各 指 定 都 市 議 会 議 長

総　　務　　大　　臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成２３年法律第１１５号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成２３年政令第３８６号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成２３年総務省令第１５６号）は平成２３年１２月２日にそれぞれ公布され、原則として公布の日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４（技術的な助言）に基づくものです。

Ⅰ　地方税法の改正に関する事項

第１　道府県税の改正に関する事項

１　道府県民税

⑴　欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（法５３、令８の１５等）。

⑵　道府県民税利子割額を道府県民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとした（法５３㉘、則３①）。

⑶　外国の法人税等の額を道府県民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとした（令９の７㉗、則３①）。

⑷　平成２５年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその１０分の１に相当する金額を控除する措置を廃止することとした（法附則７）。

２　事業税

欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（法７２の２３③、令２０の３、２１）。

３　道府県たばこ税

⑴　道府県たばこ税の税率を、平成２５年４月１日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、１，０００本につき６４４円引き下げることとした（法７４の５）。

⑵　旧三級品の紙巻たばこに係る道府県たばこ税の税率を、平成２５年４月１日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、１，０００本につき３０５円引き下げることとした（法附則１２の２）。

第２　市町村税の改正に関する事項

１　市町村民税

⑴　欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした（法３２１の８）。

⑵　外国の法人税等の額を市町村民税法人税割額から控除することについて、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した書類の添付がある場合に限り適用することとした（令４８の１３㉘、則１０①）。

⑶　平成２５年から、退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額からその１０分の１に相当する金額を控除する措置を廃止することとした（法附則７）。

２　市町村たばこ税

⑴　市町村たばこ税の税率を、平成２５年４月１日以後に売渡し等が行われた製造たばこ

から、１，０００本につき６４４円引き上げることとした（法４６８）。

⑵　旧三級品の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率を、平成２５年４月１日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、１，０００本につき３０５円引き上げることとした（法附則３０の２）。

第３　その他

１　更正の請求並びに更正及び決定の期間制限について、次の措置を講ずることとした（法１７の５、１８、２０の９の３）。

⑴　納税者がする更正の請求について、請求をすることができる期間を５年（改正前１年）に延長すること。

⑵　⑴の改正に併せ、地方団体がする更正及び決定の期間制限を５年（改正前３年）に延長すること。

２　総務大臣が地方税に関する法律に基づき行う不利益処分又は申請により求められた許認可等を拒否する処分について、行政手続法の規定に基づき理由を示すこととした（法１８の４）。

３　内容虚偽の更正請求書の提出に対する処罰規定を設けることとした（法２２の２、法７２の４９）。

４　徴税吏員等は地方税に関する調査等について必要があるときは、納税義務者等に質問し、帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示又は提出を求めるとともに、当該物件を留め置くことができることとした。また、徴税吏員等が、帳簿書類その他の物件を留め置く場合は、当該物件の名称又は種類及びその数量その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付するとともに、当該物件につき留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく、これを返還しなければならないこととした。（法２６、７２の７、７２の４９の５、７２の６３、７２の８４、７３の８、７４の７、７７、１１６、１４４の１１、１４４の３８、１５５、１８８、２６４、２９８、３５３、３９６、４５０、４７０、５２５、５８８、６７４、７００の５９、７０１の５、７０１の３５、７０７、７３３の４、令７の４の７、２０の２、３５の２の２、３５の４の２、３５の７の４、３７の１５の２、３９の１０の２、４０、４２の４の２、４３の１２の２、４３の１７の２、４４の３、４５、４５の２の３、４７の５、５２の１３の２、５２の１６、５２の１８、５３の２の２、５３の８、５４の３２の２、５４の５９の２、５５、５６の１１、５６の４９の２、５６の８９の３、５６の９２の２）

５　総務省の職員で総務大臣が指定するものが行う法人の事業税、個人の事業税、軽油引取税又は固定資産税に関する調査に係る質問検査等について、次の措置を講ずることとした（法７２の４９の５、７２の４９の６、７２の４９の７、７２の４９の８、７２の４９の

９、７２の６３、７２の６３の２、７２の６３の３、７２の６３の４、７２の６３の５、１４４の３８、１４４の３８の２、１４４の３８の３、１４４の３８の４、１４４の３８の５、３９６、３９６の２、３９６の３、３９６の４、３９６の５、令３５の３、３５の４の３、４３の１７の３、５２の１７）。

⑴　総務省の職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、原則として、あらかじめ調査の相手方等に対して実地の調査の開始の日時及び場所等の事項を通知すること。

⑵　調査の終了時においては、当該調査が終了した旨等を、原則として、書面により通知し、又は説明すること。

Ⅱ　特記事項

所得税法等改正法により、以下のとおり、国税における税務調査の事前通知及び終了の際の手続並びに処分の理由附記に係る規定が整備されたことを、併せてお知らせします。

⑴　税務調査手続の見直し

ア　税務調査の事前通知

税務署長等は、税務職員に実地の調査において質問検査等を行わせる場合には、あらかじめ、納税義務者に対し、その旨及び調査を開始する日時等を通知することとされた。ただし、税務署長等が違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、これらの通知を要しないこととされた。（国税通則法７４の９、７４の１０）

イ　税務調査の終了の際の手続

調査終了の際の手続について、次のとおり整備を行うこととされた。（国税通則法７４の１１）

①　税務署長等は、実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められない場合には、当該調査において質問検査等の相手方となった納税義務者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとされた。

②　調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、税務職員は、納税義務者に対し、調査結果の内容を説明するものとされた。

③　上記②の説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告等を勧奨することができることとされた。この場合において、当該調査結果に関し納税申告書を提出した場合には不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付しなければならないこととされた。

ウ　その他所要の措置を講ずることとされた。

（注）上記の改正は、平成２５年１月１日以後に納税義務者等に対して行う質問検査等（同日前から引き続き行われている調査等に係るものを除く。）について適用する。（所得税法等改正法附則３９）

⑵　処分の理由附記

国税に関する法律に基づく申請により求められた許認可等を拒否する処分又は不利益処分について、課税庁は行政手続法の規定に基づき理由を示すこととされた。（国税通則法７４の１４）

（注）上記の改正は、平成２５年１月１日以後にする処分について適用する。ただし、平成２５年において記帳及び帳簿等保存義務がない者（平成２０年から平成２４年までの各年分において記帳及び帳簿等保存義務があった者を除く。）にする処分については適用しない。（所得税法等改正法附則４１）

（備考）この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「所得税法等改正法」：経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号）